

## 令和8年度中学校放送機器更新業務 仕様書

1 品 名 放送機器

2 目 的 放送室の老朽化した放送機器を更新する。

3 内 容 老朽化した放送機器及び付随する物品の交換・設置、それに伴う配線、結線に関する工事機器調整等を行い、放送設備の更新及び既存の放送設備の処分を行う。

4 数 量 1式

(内訳) 【別紙1】機器種類・数量一覧表のとおり

※参考品以外で入札を行う場合は、必ず事前にカタログ等を学務課に提出し、承認を得ること。  
また、基本的に同一メーカーで統一すること。

5 納入場所 うるま市立具志川東中学校放送室(校舎2階)(うるま市字具志川2803番地)

6 納入期限 令和8年12月25日(金)まで

※上記期間内において、学務課及び学校長と協議のうえ指示する日で納品すること。

7 取り付けについて

- (1) 【別紙1】機器種類・数量一覧表の「①音声調整卓本卓」「②音声調整卓袖卓」に、「③」～「⑦」を収納すること。また、「CDプレーヤー《TASCAM製CD-200》」については、既存のものを取り付けること。
- (2) 音声調整卓等の配線に必要なケーブルを準備すること。
- (3) 設置機器は転倒や落下等の防止対策を十分に行い、安全に利用できるよう設置すること。
- (4) 機器の搬入、設置にあたっては、建物に損害を与えないよう必要に応じ養生を行うこと。  
また、建物、配線等の既存物品を破損また汚損した際の原状復帰に要する全ての費用は受注者において負担すること。
- (5) 配線、ケーブル、コード類については最小限の露出にとどめ、不要な配線類は撤去し、放送室使用にあたって支障のないようにすること。
- (6) 既設非常放送設備との連動機能を有し、その接続を行うこと。  
(非常放送時は、非常放送設備のスピーカー回線に切り換わり非常放送設備の放送が優先されるようにする。)

8 保証について

引渡日からの1年間を保証期間とし、放送機器の瑕疵による不具合が生じた場合は、受注者の責任において無償で修理又は交換等を行うこと。

## 9 その他

- (1) 運搬，搬入，調整及び材料等取り付け及び既存放送機器【別紙2】の処分に関する一切の費用は受注者が負担するものとする。
- (2) 現状に応じた取り付けを行うこと。
- (3) 納品完了後，直ちに学校職員立会いのもとで，納入物品のテストを行い，正常に稼働することを確認した後，引き渡すこと。
- (4) 学校職員に使用方法等の説明を行うこと。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は，速やかに学務課と協議の上，指示に従うこと。
- (6) 不明，疑問な点は，学務課へ問い合わせること。

## 10 特記事項(暴力団等からの不当介入の排除)

- (1) 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

【別紙1】機器種類・数量一覧表

名 称		数量	参考品
①	音声調整卓本体卓	1	《Panasonic 製》 WL-SA200
②	音声調整卓袖卓	1	《Panasonic 製》 WL-SA201
③	音声調整卓1系統(10局)	1	《Panasonic 製》 WL-SA 211
④	増設スイッチユニット (10局)	1	《Panasonic 製》 WU-SA203
⑤	電力増幅ユニット (360W)	1	《Panasonic 製》 WU-PD182
⑥	インターフェースユニット	2	《Panasonic 製》 WU-SA205
⑦	リレーユニット (30局)	1	《Panasonic 製》 WU-R72
⑧	壁掛スピーカー (3W)	1	《Panasonic 製》 WS-2030A

## 【別紙2】既存放送機器



